

規制に係る事前評価書

法令の名称	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
政策の名称	特定水銀使用製品の製造禁止等に関する措置
担当部局・評価者	環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp
評価実施時期	平成27年3月5日(木)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀を使用する製品のうち特定の製品の製造等を禁止する。
内容	特定の水銀使用製品について、条約で適用除外が認められた用途のために製造されることが確実である旨の許可を受けた場合を除いてその製造を禁止することとし、無許可製造、又は偽りその他不正の手段により許可を受けた者に対して罰則を設ける。 また、許可等を受けていない特定の水銀使用製品を他の製品に部品として使用することを禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。
関連条項	第5条～第12条
必要性	条約上、附属書A第一部に掲げられた水銀使用製品の製造禁止、禁止された水銀使用製品が組立製品に組み込まれることの防止することが規定されており、その担保のため、特定水銀使用製品の製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する措置を講ずることが必要。
費用	
遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類の作成に係る費用が発生する。 事業者によっては、許可の基準を満たす製品を製造するための研究開発、設備導入、維持費用が発生する可能性がある。
行政費用	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類の審査・許可に係る費用が発生する。 遵守状況の確認に係る費用が発生する。
その他の費用	事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。
便益	条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。

想定される代替案							
代替案①	<p>特定の水銀使用製品について、条約で適用除外が認められた用途以外での製造を禁止することとし、当該規定に違反した者に対して罰則を設ける。また、条約で適用除外が認められた用途以外で、特定の水銀使用製品を他の製品に部品として使用することを禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。</p>						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者によっては、条約上製造が許容される製品を製造するための研究開発、設備導入、維持費用が発生する可能性がある。 条約で適用除外が認められた用途である(代替製品がない等)ことを、事業者自身で判断することになるため、製造を開始した後で条約上認められない用途であることの指摘を受けるリスクがある。 </td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td> <p>遵守状況の確認に係る費用が発生する(条約で適用除外が認められた用途であるかどうかの事前確認を行っていないため、新法による規制案の場合に比べて、多くの費用が発生する)。</p> </td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。 条約で適用除外が認められる用途を国内法制化する際、許可制の場合のように個別の事情に応じて柔軟に判断することが困難であるため、硬直的な制度となりやすい。 </td> </tr> </table>	遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> 事業者によっては、条約上製造が許容される製品を製造するための研究開発、設備導入、維持費用が発生する可能性がある。 条約で適用除外が認められた用途である(代替製品がない等)ことを、事業者自身で判断することになるため、製造を開始した後で条約上認められない用途であることの指摘を受けるリスクがある。 	行政費用	<p>遵守状況の確認に係る費用が発生する(条約で適用除外が認められた用途であるかどうかの事前確認を行っていないため、新法による規制案の場合に比べて、多くの費用が発生する)。</p>	その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> 事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。 条約で適用除外が認められる用途を国内法制化する際、許可制の場合のように個別の事情に応じて柔軟に判断することが困難であるため、硬直的な制度となりやすい。
	遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> 事業者によっては、条約上製造が許容される製品を製造するための研究開発、設備導入、維持費用が発生する可能性がある。 条約で適用除外が認められた用途である(代替製品がない等)ことを、事業者自身で判断することになるため、製造を開始した後で条約上認められない用途であることの指摘を受けるリスクがある。 					
	行政費用	<p>遵守状況の確認に係る費用が発生する(条約で適用除外が認められた用途であるかどうかの事前確認を行っていないため、新法による規制案の場合に比べて、多くの費用が発生する)。</p>					
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> 事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。 条約で適用除外が認められる用途を国内法制化する際、許可制の場合のように個別の事情に応じて柔軟に判断することが困難であるため、硬直的な制度となりやすい。 						
便益	<p>条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。ただし、条約上許容される用途であるかどうかを事業者が判断することとなるため、国が一元的に判断する新法による規制案に実効性の点で劣る。</p>						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>費用:新法による規制案では、事業者や行政において許可手続きに係る費用負担が発生するが、代替案①では、事業者が製品の製造を開始した後に条約上許容されない用途であることが発覚した場合に製造を中止しなければならなくなるリスクがあることや、硬直的な制度となりやすい等の費用負担が発生する。また、代替案①では、条約で適用除外が認められた用途であるかどうかの国による事前確認を行っていないため、新法による規制案の場合に比べて、多くの監督費用が発生する。</p> <p>便益:いずれの場合にも、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。ただし、代替案①では、条約上許容される用途であるかどうかを事業者が判断することとなるため、国が一元的に判断する新法による規制案に実効性の点で劣る。</p> <p>以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法による規制案は有効である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)</p> <p>我が国では水銀添加製品のうち農薬や化粧品等一部の製品を除き製造・輸出入は規制されていないことから、条約担保のための法的措置が必要である。</p> <p>水銀代替・使用量削減について優れた実績と技術を有する我が国は、水銀添加製品における水銀使用を削減していくという条約の趣旨に鑑み世界から水銀被害を無くすため先頭に立って力を尽くす役割がある。水銀添加製品が不適正に処分されること等により水銀が排出され地球規模での水銀濃度を増加させ、食物連鎖等により我が国の国民の健康リスクが高まることを避ける必要があることから、条約の規定を遵守するのみならず、水銀添加製品における水銀使用については可能な限り代替及び削減を目指していくべきである。</p> <p>条約上代替が困難であるとして規制の適用が除外されている用途における製品については、国内における実現可能な代替製品がないものに限って製造等の禁止の適用対象外とすることを検討すべきである。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>

備 考